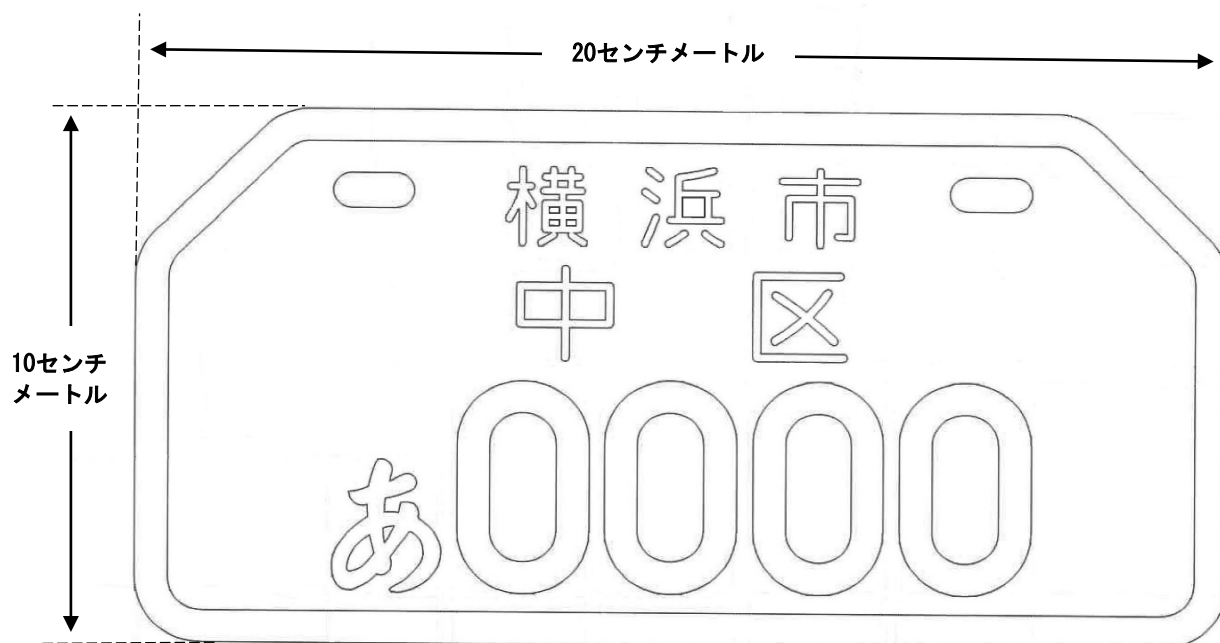


横浜市市税条例施行規則
【改正後の様式（追加分）】

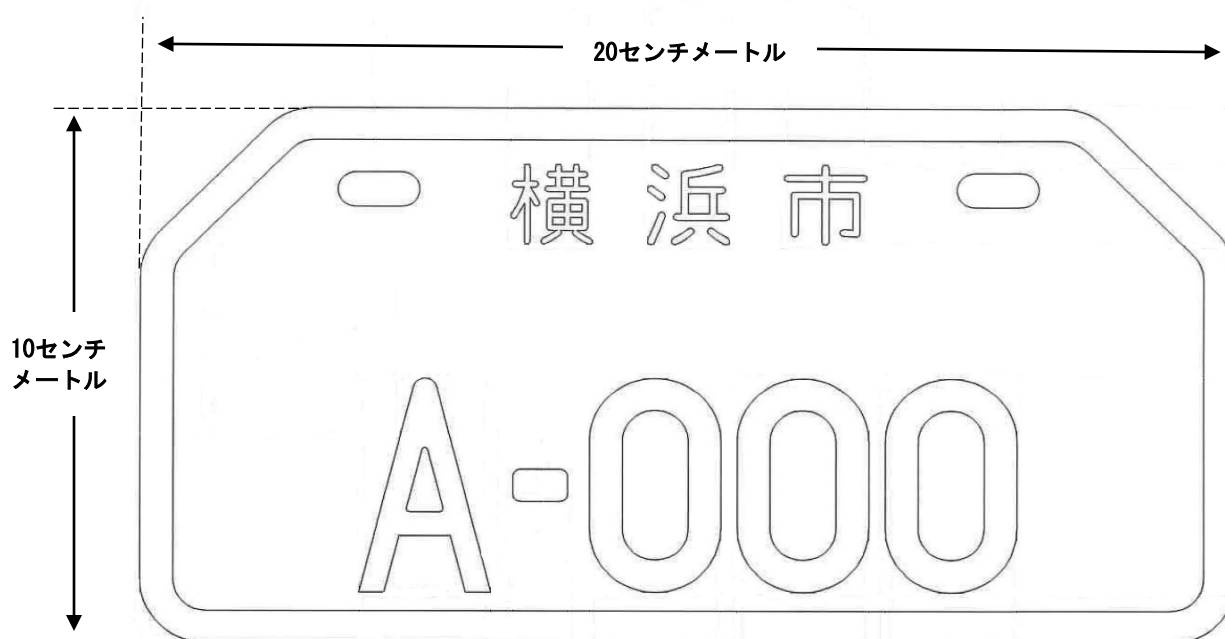
第6号様式



(備考)

- 1 このひな型は、原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）及び小型特殊自動車の標識である。
- 2 ひらがな文字は、お、し、へ、ゐ、ゑ及びんは使用しないこと。
- 3 上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径1センチメートルの点で表示すること。
- 4 周囲、数字及び文字は、浮型とすること。
- 5 地色は、原動機付自転車にあつては条例第73条第1号ア又はウに該当するものは白色、同号イに該当するものは薄黄色、同号エに該当するものは薄桃色、同号オに該当するものは薄青色とし、小型特殊自動車にあつては薄緑色とし、文字及び数字は、濃紺色とすること。
- 6 このひな型は、中区の例である。したがって、区名は、その区のものを用いること。
- 7 標識に表示することができる図柄及び当該図柄の塗色は、市長が別に定める。

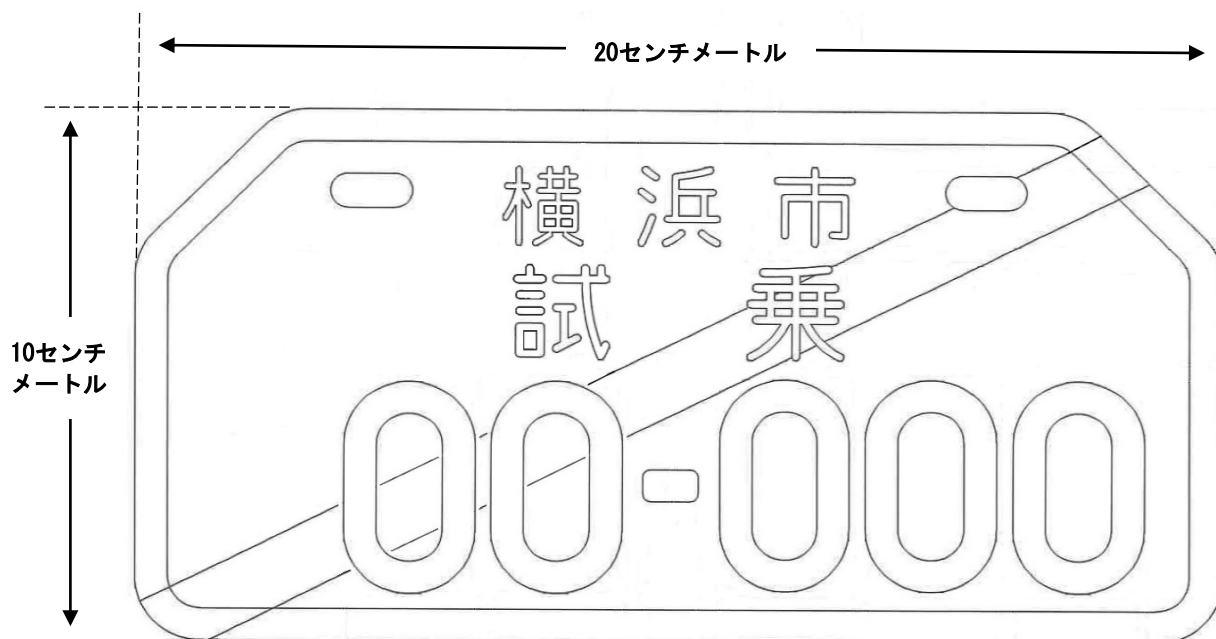
第8号様式



(備考)

- 1 このひな型は、駐留軍の構成員等の所有する原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）及び小型特殊自動車の標識である。
- 2 周囲、数字及び文字は、浮型とすること。
- 3 地色は薄黄色とし、文字及び数字は濃紺色とすること。

第12号様式



(備考)

- 1 このひな型は、原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）及び小型特殊自動車の試乗標識である。
- 2 周囲、数字及び文字は、浮型とすること。
- 3 地色は白色とし、数字及び文字は濃紺、斜線は赤色とする。
- 4 「ハイフン」の前の頭数字は、標識の有効年度を示す。
なお、臨時に交付する試乗標識については、この頭数字及び「ハイフン」を除くものとする。